

税理士法人イースリーパートナーズ E-mail soudan@e3-partners.com URL <http://www.e3-partners.com>

【各種納付期限のご案内】 該当の事業者様は次の申告納付手続きが必要となります。

- ① 労働保険の年度更新…申告納付期限 7月11日(月)
- ② 社会保険の定時決定…届出期限 7月11日(月)
- ③ 源泉所得税の特例納付…申告納付期限 7月11日(月)

定時株主総会の季節ですね(木村)

3月決算法人の皆さま、定時株主総会はお済みでしょうか。会社法295条では「株主総会は、この法律に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。」とあるように会社の意思決定を行う目的で設けられた機関になります。

定時株主総会では会社法438条にあるように、計算書類等の承認と事業報告は必ず議案として取り上げなければなりません。その他の議案は臨時株主総会でも決定することができます。一般的な定時株主総会の決議事項は他に剰余金の処分・配当に関する決議、役員報酬に関する決議、役員を選解任に関する決議などが挙げられます。

剰余金の処分・配当に関する決議では、どういった財産で配当するのか、発行株式1株につきいくら配当し、総額でいくらになるのか、配当の効力発生日、増加減少させる剰余金はどのようにするかを決定します。

役員報酬に関する決議では、報酬等の額、報酬等の額の算定基準、前年より報酬を変更する場合はその変更理由、支給する取締役の人数を話し合います。役員賞与を支給する場合は、その報酬等の額に加えて、支給日も決定しておきましょう。そうすることで税務関連の手続きもスムーズに対応できます。

役員を選解任に関する決議で重要なのは役員の任期を定款で確認することです。役員を選解任があれば登記事由に該当しますので、変更ありましたら2週間以内に登記手続きをするようにしましょう。

また、定時株主総会後には遅くとも株主総会終了後2週間以内に作成し、会社法318条の定めのとおり、株主総会の日から10年間本店に備え置くようにしましょう。

タックス・ヘイブン(関川)

「パナマ文書」が世界的に大きな話題となりました。「タックス・ヘイブン」を利用して、大企業や個人が節税を行っていることを裏付ける文書がパナマの法律事務所から流出したことから、そのように呼ばれています。

改めて「タックス・ヘイブン」とは何なのでしょう?

外国資本や外貨獲得のために、意図的に税金を優遇して、企業や富裕層の資産を誘致している国や地域のことをそのように呼びます。

タックス・ヘイブンを行っている国としては、モナコ公国(F1レースで有名ですね)、サンマリノ共和国、マン島(イギリス領)、ジャージー島、バミューダ諸島、バハマ、バージン諸島、ケイマン諸島などが挙げられます。

タックス・ヘイブンが特徴的なのは、税率が極度に低い(あるいは無税)という税制を国が定めているだけのことで違法性は無いところです。

しかしながら、例えば、税率の高い日本としては、税収が獲得できていないわけですから、税収不足を国内で不要な増税によって補われていると考えると感情論として問題視したくもなります。

また、犯罪組織が不正に得た利益がタックス・ヘイブンによってマネーロンダリング(資金洗浄)されていると指摘されており、これは大きな問題点であるといえます。

なかなか我々とは縁遠い世界かもしれませんが、富の偏在をリアルに感じさせてくれる機会だと思いました。あと、タックス・ヘイブン(税金天国)ではなくて、タックス・ヘイブン(租税回避地)ですからね。